

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (38)

小早川義則

Kyles v. Whitley, 514 U.S. 419 (1995)

——警察官からその旨の報告を受けていなかったとしても検察官には被告人に有利な重要証拠をすべて開示する憲法上の義務がある。

スータ裁判官が法廷意見を言い渡した。

評決不一致 (hung jury) で最初の公判が1984年に終わったのち、申立人Curtis Lee Kylesは再び公判に付されて、第1級謀殺罪で有罪とされ死刑を言い渡された。人身保護審査 (habeas review) においてわれわれは被告人に有利な証拠を開示する検察側の義務は政府 (検察側) によって隠蔽 (suppressed) されたすべての証拠の累積的效果 (cumulative effect) に及ぶという1963年のブレイディ (Brady v. Maryland, 373 U.S. 83) の下で確立したルールに従った、そしてわれわれは、警察が被告人に有利な証拠に検

察官の注目を求めなかったにもかかわらずその効果を判断する義務はなお検察官にあると判示する。本件において州によって隠蔽された証拠の実質的效果 (net effect) はその開示により異なった結論がもたらされるであろう合理的蓋然性を生ずることであるので、Kylesには新公判を受ける権利がある。

【事実の概要】

I 陪審が評決に達することができず審理無効 (mistrial) 後のKylesの有罪判決および死刑判決は直接の上訴審 (direct appeal) で維持された。州の副次的再吟味 (state collateral review) で公判裁判所は救済を否定したが、ルイジアナ州最高裁は新しく発見された証拠に関するKylesの主張につき証拠審理をするために差し戻した。この州裁判所の手続の間に弁護側は初めて、公判前または公判中に州が開示していなかったKylesに有利な若干の証拠を提示できた。それにもかかわらず州裁判所は、救済を否定した、そして州最高裁は裁量の再吟味 (discretionary review) を求めるKylesの申請を退けた。

そこでKylesは、ルイジアナ東部地区合衆国地方裁判所に人身保護の申請をした、同裁判所はこの申請を退けた。第5巡回区控訴裁判所は、見解は分かれたが、これを維持した。5 F.3d 806 (1993)。後に説明するように (*infra*, at 440-441)、開示されなかった証拠の意味 (significance) を控訴裁判所が正しい基準の下で検討したかに疑問がある。“とくに注意して憲法上の誤りを精査するわれわれの義務は死刑事件において必要とされている義務以上のものはほかにない”ことを理由に、われわれは上告受理の申立てを容れ、そしていま、原判決を破棄する。(at 422.)

II A 本件記録によれば、1984年9月20日木曜日午後2時20分ころ、60歳のDolores Dyeはルイジアナ州ニューオーリンズの道路沿いにあるSchwegmann Brothersの店 (S店) で若干の食料品の買い物をしたあと同店を立ち去った。彼女が買物袋を赤いフォード車 (LTD) のトラン

クに入れたとき、1人の男が彼女に近付き、少し争った後で銃を取り出し、彼女の左こめかみに発射し、そして彼女を殺害した。その男はDyeの車のキーを奪ってLTDに乗り逃走した。

ニューオーリンズ警察は6人の目撃証人から犯人の特徴につき種々の供述を得た²⁾。6人は犯人が黒人の男であったことで一致し、そのうち4人は犯人が編んだ髪 (braided hair) をしていたと述べた。しかし、犯人の身長、年齢、体重、体格、髪の長さについては大いに異なった。2人は犯人が17歳か18歳の男であったと述べたが、他の1人は犯人は28歳位であったと述べた。1人の証人は犯人にはひげがあったと述べたが、他の証人は誰1人としてひげについて話さなかった。1人の証人は犯人は肩までかかる長髪であったと述べ、他の1人は“髪は短い”と話した。

n.2) 記録によると、各供述は近くでバスを待っていた2人、S店の駐車場で働いていた3人、および本件犯行時に信号待ちをしていたトラック運転手 (Territo) —— 彼は犯行翌日の金曜日に警察に報告した —— の6人から採取された。

犯人は自分の車でS店に出かけてその車を放置したままDyeのLTDに乗って逃走したと考えた警察は、殺人当日の午後9時15分ころ同店の近くで駐車していた車のライセンス・ナンバーを記録した。これらのナンバーを登録済みのナンバーと照合することにより駐車していた車の所有者の住所、氏名が判明した。このようなナンバー照会および目撃情報にもかかわらず、警察は土曜日の夕方まで犯人の手がかりをつかめなかった。

9月22日午後5時30分にJames Josephと名のる男が警察に電話し、殺人事件当日にCurtisという名の友人から赤いサンダーバードを買ったと告げた、後に彼は、このCurtisは本件申立人Curtis Kyles (X) と同一人物であると認めた。新聞でDyeの殺害を知り、彼が買った車は被害者のものであったのではないかと心配したという

のである。彼は警察に会うことに同意した。(at 424)

この情報提供者は2、3時間後にニューオーリンズ警察のJohn Miller刑事と会った、同刑事は隠し持っていた盗聴器で両者のその後の会話を全て記録した。この情報提供者は彼の名前はJeseeph Banksでありビーニィ (Beanie) と呼ばれていると告げた。彼の本名はJoseph Wallaceであった。(なお、彼は種々の名 (aliases) を持っていたので、以下、ビーニィとして引用する。)

ビーニィの供述は、彼の名前と同様、最初の通報以降、度々変わった。最初の話ではXから木曜日にサンダーバードを買ったと言っていたが、木曜にXと会ったことは全くない、翌日の金曜日に赤いLTDを買ったとMiller刑事に話した。ビーニィはXを近くの酒場の駐車場に案内し、後にDyeのものと確認された赤いLTDをそこに放置したと述べた。

ビーニィはMillerにXの義兄弟 (後にJohnny Burnsであることが判明した) と一緒に暮らしていると告げ⁴⁾、彼のことを繰り返し“彼のパートナー”と呼んでいた。ビーニィはXを細身で身長およそ6フィート、もじゃもじゃ (bush) のヘアスタイルをした24-25歳の男であると述べていた。Xの髪は編まれていた (his hair in plaits) かどうかと尋ねられると、髪は編まれていたがビーニィが車を彼から購入したときには彼は“もじゃもじゃ髪”だったとビーニィは述べた。

その会話中にビーニィは、彼自身が殺人事件の被疑者とされることを恐れていると何度も繰り返した。金曜日の夕方にFrench QuarterでDyeの車を運転していたのを目撃されたと言明し、車のナンバー・プレートを変えたことを認めた、LTDを所有しているので“殺人罪で告発される”ことを懸念したというのである。彼は刑務所に入ることになるのかと尋ねた。ビーニィがその車を所有しているので疑われるであろうことをMillerは認めたが、彼は“何も悪いことをしていなかった”と言って彼を安心させた。(at 424-425.)

n.4) Johnny BurnsはPinky Burnsとして知られている女性の兄弟である、何人かの公判証人はXとPinky Burnsとは内縁関係 (common-law marriage) にあると述べていた。XはPinky Burnsの子供の何人かの父親である。

ビーニィ (B) はしきりにKyles (X) に殺人の疑いをかけようとしていた、Xは“強盗”で生計を立てており、以前に何度かBを殺そうとしたことがあるというのである。Xは常に38口径と32口径の2丁のピストルを持っており、警察は“うまくやれば (set him up good)” Dyeを殺害したのに用いたのと“同一の銃を入手”できるとBは話した。ビーニィはMiller刑事とその上司James Eaton巡査部長 (Sgt.) と一緒に覆面パトカーに乗り、Xのアパートのある建物を指し示すなどした。

車を買ったあと“パートナー” (Burns) とBはXを車に乗せて金曜日午後9時頃、Xの車 (オレンジ色の4ドアのフォード車) を取りにS店に向かったとBは捜査官に話した (5)。Xの車はどこに駐車していたかと尋ねられると“あの女性が殺害された場所と同じ側”だったとBは答えた。捜査官が後にBをS店に連れて行くと、Xの車が停められていたと主張するその場所をBは指し示した。Bはさらに、BとBurnsが車を取りにXを連れて行ったときXは近くの草むらに行き茶色の財布入れを回収した、そしてXは後にそれをアパートの衣装ダンスに隠したと述べた。XはS店の袋に入っていた“多くの商品”と新しい子供の便器を“車の中で”所持していたとBは話した。Xのごみ (garbage) は翌日 (ごみ回収日なので) 外に出されるだろう、Xが利口なら彼は財布をごみの中に入れていようだろうとBはEatonに話した。Bはある時点で無料で (for nothing) このような供述をしているのではないと述べ、捜査協力への報酬 (reward) を期待していることを明らかにした。警察は繰り返し、車代金としてBが支払った400ドルを損することはないとBに約束した。

n.5) 後に公判で提出された写真によると、

Xの車は実際にはマーキュリーであった、そして公判証言によると2ドアの車種だった。

S店への訪問後にEatonとMillerはBを警察署に連れて行った、そこでMillerは再びBから事情を聴取し、それは記録された、そしてBは“Joseph Banks”の名でそれに署名した。このBの3回目 (最初にした電話、次に録音された会話) の供述は、第2回目の供述の要旨の一部、すなわち、Bは赤いフォード (LTD) を金曜日夜にXから400ドルで買った、Xはその売買のとき髪をとさか状 (combed out) にしていた、そしてXは“常に” 32口径と38口径の2丁の銃を所持していたことを何度も繰り返していた。

第3回目の供述部分は、しかし、ビーニィ (B) の従前の供述を粉飾ないしそれと矛盾しており、内部においても一致していなかった。Bによると、車の売買後にBとKyles (X) はS店の買い物袋をLTDのトランクと後部座席から下ろしてX自身の車に積み替えたという。Bはまた、XがLTDの前部座席から茶色の財布を取り出して別々の車でXのアパートに向かった、そしてそこで食料品等を下ろしたと述べた。Bはまた、2、3時間後に、Bと“パートナー”のBurnsがXと一緒にS店に出かけた、そしてそこで彼らはXの車と“大きな茶色の手帳”を“建物の隣”から回収したと主張した。その丁度2、3時間前にXが財布と車を持っているのをBが見かけた後で、どのようにしてXが車を用意しS店で財布を回収できたのかをBは説明しなかった。警察は、この矛盾を記載せずそのことについてBに質問することもなかった。

警察はその後はKyles (X) を監視していなかったけれども、日曜日にXのアパートに2度出かけたBからアパートでの出来事について情報を得た。11月 (第1回目と第2回目の公判の間) にされたBによる第4回目の主任検察官への供述によれば、Dyeを殺害するために用いられたピストルをXは所持していたかと尋ねた警察官との電話会話のあと午後5時頃までBはXのアパートにいた、そしてMiller刑事に報告するためにそこを立ち去った。それから午後7時頃にX

のアパートに戻り、9時30分頃までそこにいた、そしてピストルのことを尋ねていたMiller刑事に会うためにそこを立ち去ったという。この第4回目の供述によると、9月24日の月曜日午前3時頃までBはMと一緒に“周辺を乗り回していた (rode around).”これと同じ日の早朝に刑事たちはEatonの命令で、Xのアパートの外側にあるがらくた屑を片付け (pick up) するために派遣された。Eaton巡査部長が警察の内部連絡メモに書いたように“被害者の私物およびS店の袋がそのごみの中に入っていると信ずる理由”があると考えたからである。

Xは午前10時40分にアパートを出るところを逮捕された、そしてアパートは令状に基づいて搜索された。警察は台所のストーヴの後で実弾5発が入っている32口径の銃と空の実弾入れを見つけた。後の弾道検査によってこのピストルはDye殺害に用いられたものであることが判明した。台所につながる廊下にあった衣装ダンスの中で警察官は、殺人の凶器に合致する手製のホルスターを見つけた。寝室の衣類入れの中で捜査官らは2つの弾薬箱を発見した。その1つには前記ピストルの中で発見されたのと同じブランドの32口径の弾丸数発が入っていた。台所に戻ったところ、何種類ものペット用の缶詰があり、その缶詰のいくつかはDyeが普段購入していたものでS店の袋の中に入っていた。それ以外の食料品でDyeが購入したものと確認されたものはなかったし小児用便器も見つからなかった。同日午後警察官が警察署でゴミ袋をあけたところ、被害者の財布、身分証明書、その他、S店の袋で包装されていた被害者の私物が見つかった。

銃、LTD、財布、そしてペットフードの缶詰には指紋が付いていた。銃はきれいに拭き去られていた。財布とLTDからいくつかの指紋が発見されたが、Xのものと一致したものはなかった。Dyeの指紋はペットフードの缶から発見されなかった。Xの指紋は、しかし、LTDの前部助手席側の床板の中から採取された小さな1枚の紙の上で発見された。犯罪研究所はその紙片をS店の売上票であると確認したが、その紙片

の上に何がプリントされていた——それは指紋を検出する化学的過程で消滅 (obliterated) していた——かに気付かなかった。S店の2枚目の領収書がLTDのトランクの中で発見されたが、Xの指紋は発見されなかった。Bの指紋は検出されたものの指紋とも一致しなかった。

本件捜査主任のJohn Dillman刑事は、Xの写真を含んだ (しかし、Bの写真は含まれていなかった) 写真面割りを実施し、以前に供述していた6証人のうちの5証人に写真の束 (array) を見せた。その5人のうち3人はXの写真を取り上げたが、他の2人はXをDye殺害の犯人として確信して識別することはできなかった。(at 428)

B Kyles (X) は第1級謀殺罪で大陪審起訴された。彼の弁護人は公判前に、弁明証拠または弾劾証拠の開示を要求する長文の申立書を州 (検察側) に提出した。検察側は、次のような (1) から (7) の標目のあることを知っていたにもかかわらず“いかなる性質の弁明証拠”もないと答えた、すなわち、(1) 本件殺人後に警察によって採取された6証人の (同時期にした) 証言、(2) ビーニィ (B) の警察への最初の電話の記録、(3) Bと警察官EatonおよびMillerとの土曜日の会話のテープ録音記録、(4) 日曜日の朝の署名のあるBの供述調書、(5) 殺人事件当夜にS店で駐車していたXの車を含まない車の登録ナンバーのコンピュータのプリントアウト、(6) 財布がそこで発見されるかもしれないとBが示唆した後でがらくたの押収を求める警察の内部連絡メモ、(7) S店で他の犯罪やDyeの殺害前の1月に犯された本件と無関係のPatricia Leidenheimerなる人物の殺害とBを結びつける証拠があることを検察側は知っていた。

11月の最初の公判での検察側の主張の中心は犯行現場にいた4人から得られた目撃証言 (そのうちの3人はそれより前に写真面割りでXの写真を取り上げていた) だった。Xは無罪を主張し、犯行時間時には子供を学校に迎えに行っていたなどのアリバイを主張した。弁護側の主張によると、XはBにはめられた (framed)、BはXに疑いを転嫁するためにXのアパートで証

扱やがらくたをひそかに用意した (planted)、Xと同棲中のPinky Burnsとの関係の障害となるものを除去し、報奨金を獲得しようとしたというのである。Bは弁護側証人としても検察側証人としても証言しなかった。

証拠を隠していた (withheld) ため検察側の主張は、そのような事実がすべて開示されていたときよりはるかに強力だった、他方、弁護側の主張ははるかに弱かったにもかかわらず、4時間の評議後に陪審はデッドロックに乗り上げ、審理無効 (mistrial) が宣告された。

やり直し裁判で公判の主任検察官Cliff Strider (S) は、ビーニィ (B) から事情を聴取した。Sのメモによると、Bは再び彼の供述の重要部分を変えた。Bは、第2回目、第3回目の供述において述べていたように、金曜日の午後9時ではなく殺人事件当日の木曜日の午後5時から7時30分の間にXと一緒にS店の駐車場に出かけてXの車を回収したと述べた。(実際、第2回目の供述でBは、木曜日にはXを一切見かけなかったと述べていた)。Bはまた、初めて彼らが車を回収したときJohnny Burnsだけでなく最初の公判で弁護側証人として証言したKevin Blackも同行をしていたと述べた。。Bはいまでは、Xから車を買ったあとBlackの家に行き、多くの食料品の入った袋や小児用トイレのほか茶色の財布を回収し、それらをすべてXのアパートに持ち込んだと主張したのである。Bはまた、殺人事件後の日曜日にXのアパートに2度出かけたとも述べた。このようなB供述の多くの矛盾や変化にもかかわらず、Sのメモもその他のメモのコピーも弁護側に一切提供されなかった。(at 429-430)

1984年12月にKyles (X) は2回目の公判に付された。再び、検察側の主張の中心は陪審の面前でXを積極的に犯人として識別した4人の目撃証人の証言だった。検察側はまた殺人直後の犯行現場で撮られた引き伸ばし写真を提出した、それを根拠に検察官はその写真の背景にある2トン積みの車は明らかにXのものであると主張した。彼らは繰り返し弁護側証人の反対尋問中にXは殺人事件当日に自分の車をS店に放置し後にそれを回収したと述べた、しかし、こ

の主張の裏付けとして彼らは引き伸ばし写真以外の証拠を提出しなかった。今回も再び、Bは証言しなかった。

第1回目の公判におけると同様、弁護側は目撃証人の識別は誤っていると主張した。Kyles (X) の弁護人は数人の証人を喚問した、その中には殺人のおよそ1時間後に被害者の車によく似た車を運転していた髪を編んだBを見たと言ったBlackが含まれていた。もう1人の証人は、とさか状の髪形をしたBが殺人事件直後の木曜日の夕方に車を彼に売ろうとしたと言った。他の証人は、ジェリー風の巻き毛 (Jheri curl) をしたBが金曜日に車を彼に売ろうとしたと言った。1人の証人、すなわちBの“パートナー” Burnsは、銃が後に発見されたストーブの近くでかがみこんでいるBをXのアパートで日曜日に見たと言った。そして弁護側は、BがPinky Burnsに恋愛感情を抱いていた (romantically interested) という証言を提出した。Xのアパートで発見されたペット・フードを説明するためにXの家族は犬や猫を飼っており近所に迷い込んだ動物にもしばしば食べ物を与えていたという証言があった。

最後に、Xは再び証人台に立った。彼は射殺事件への関与を一切否定し、Dyeの車の中で発見された現金レジスターの受取書の上にあった指紋について、9月21日金曜日にBが赤い車でXを拾い上げて彼をS店に連れて行った、彼はそこでタバコ1箱等を買ったことがあると説明した。レシートはタバコを取り出したときに箱から床に落ちたのかもしれないことを示唆したのである。

反論として検察官は、Bを法廷に喚問した。目撃証人として証言した者は全員、BがXの隣に立っているのを観察した後で、Xを犯人とする従前の識別供述をあらためて確認した。Xは第1級謀殺罪で有罪とされ、そして死刑を言い渡された。Bは総額1600ドルの報償金を得た。

直接の上訴後の州の副次的再吟味 (collateral review) の過程で検察側は有利な証拠を被告側に開示していなかったことが明らかにされた。州の救済手続をすべて使い果たした後でXは人

身保護令状による救済を求めた、そしてその中でもとりわけ、隠匿 (withheld) されていた証拠はXの弁護にとって重要であり、それ故、彼の有罪判決はブレイディ判決に違反して獲得されたものであると主張した、合衆国地裁は救済を否定し、そして第5巡回区はこれを維持したけれども、キング裁判官は反対意見を書き“当裁判所での私の14年間の勤務の中で初めて、州（検察側）は間違いなく正しい犯人 (the right man) に死刑を言い渡したかに関して重大な疑議 (reservation) を抱くに至った”と述べた。(at 431-432)

これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申立てを容れ、5対4で原判決を破棄した。なお、法廷意見 (スティヴンズ、オコナー、ギンズバーグ、ブライアーの各裁判官同調) の執筆はスータ裁判官である。

【法廷意見】

Ⅲ 被告人に有利な証拠を開示する検察側の積極的義務については、20世紀初期の不当代理表示に対する非難 (strictures against misrepresentation) にその起源を跡付けることができる、そしてもちろん当裁判所の1963年のブレイディ判決 (Brady v. Maryland, 373 U.S. 83) に結びつくことは非常に有名である。ブレイディ判決は“要求にかかる (upon request) 被告人に有利な証拠の検察官による隠蔽 (suppression) はその証拠が有罪または量刑に重要である場合、検察側の善意・悪意にかかわらずデュー・プロセスに違反する”と判示した。しかしながら、1976年のアガス判決 (United States v. Agurs, 427 U.S. 97) において、被告人が有利な証拠を要求しなかったとしても、州（検察側）は義務のすべてを免れるものではないことが明らかにされた。同事件において当裁判所は、ブレイディ判決違反の主張がなされうる3つの状況を明らかにした。すなわち、第1、以前に開示されなかった証拠によって先に検察側が提出した公判証言が虚偽であることを知っていたかあるいは知っていて当然と思われることが明らかになった場合である、第2、政府（検察側）がやや具体

的 (some specific) 弁明証拠の開示を求める弁護側の要請に応じなかった場合である、そして第3、弁護側からの要請が1度もなかったか一般的な方法でのみ要請されたにすぎなかった弁明証拠を検察側が自ら進んで提出しなかった場合である。当裁判所はこの最後の状況下においてであっても政府側に義務のあることを認めた、もっとも当該証拠の隠蔽によって“公正な裁判を受ける被告人の権利が否定されることになるほど重要である”ときに限られる。

現在のブレイディ法に向かう第3の著名な事件である1985年のバグリー判決 (United States v. Bagley, 473 U.S. 667) において当裁判所は、ブレイディ判決の趣旨からして (for Brady Purpose) 弁明証拠と弾劾証拠との相違を認めなかった、そしてアガス判決の第2と第3の状況、すなわち、“特定の要求 (specific-request)”と“一般的要請ないし要請なし (general-or no-request)”の状況との区別を放棄した。バグリー判決は、要請の有無にかかわらず、有利な証拠は重要であり“当該証拠が被告側に開示されていたとすれば、手続きの結果は異なっていたであろう合理的蓋然性があれば”政府によるその隠蔽によって憲法上の誤りが生ずると判示した。

バグリー判決の下で重要性の4つの側面が強調されている (bear emphasis)。有利だが開示されなかった証拠による影響の可能性 (potential impact) がありさえすれば憲法上の義務が生ずるものではないけれども、重要性の主張は隠蔽された証拠の開示によって最終的に被告人の無罪放免がもたらされていたであろうことの証拠の優越による立証を必要としていない。「バグリー判決の重要性の試金石は異なった結果の“合理的蓋然性”であり、この形容詞は重要である。問題は、その証拠がありさえすれば被告人は多分 (more likely than not) 異なった評決を得ていたであろうかではなく、その証拠がない場合に彼は、信頼に値する評決に至る裁判として理解されている、公正な裁判を受けていたかどうかである。したがって、異なった結果の合理的蓋然性は政府（検察側）による証拠の隠蔽によって“裁判の結果への信頼性の土台

が取り除かれている”ときに立証される。」
Bagley, 473 U.S., at 678.

本件で強調されているバグリー判決の重要性の第2の側面は、それは証拠の十分性のテストではないということである。負罪的証拠 (inculpatory evidence) を割り引いたあとで開示されなかった証拠に照らし被告人を有罪とするのに十分な証拠が残されていないであろうことを被告人は立証する必要はない。刑事告発に関する無罪釈放の可能性には有罪とするには証拠上の根拠が不十分であることを含まない。負罪的証拠の中には排除されるべきものがあつたことを立証することによってブレイディ判決違反が示されるのではない、評決の信頼性の土台を削り取るそのような異なった光に照らして全主張を検討することで有利な証拠は合理的と考えられることを示すことによって (by showing that the favorable evidence could reasonably be taken to put the whole case in such a different light as to undermine confidence in the verdict.) ブレイディ違反が立証されるのである 8)。

8) このルールは明らかである、そしてブレイディ判決関連判例の中には証拠の十分性 (または不十分性) が試金石であることを示唆するものは一切ない。それにもかかわらず反対意見は、たとえ有利な証拠が開示されていたとしても有罪とするのに十分な証拠がなお存在することを理由に Kyles は敗れ (lose) なければならないと考えているようである。Post, at 463 (ビーニが用意した証拠は Kyles の有罪に “完全に一致する可能性”)、ibid. (陪審は [弁護側主張の部分を] 十分に信じる事ができた、それにもかかわらず目撃証人の 4 人全員が同じような誤りを犯したと信じる事ができなかったことを理由に申立人を批判した) を見よ。

第3、われわれは、控訴審による前提とは異なり、バグリー判決を適用して再吟味する裁判所が一たん憲法上の誤りを認定すればさらに無害の誤り (harmless error) を検討する必要はないことを指摘する。仮に無害の誤りの調査が適

用されるべきであるとしても、バグリー判決違反を無害として取り扱うことはできない、“当該証拠が被告側に開示されておれば訴訟の結果は異なっていたであろうという合理的蓋然性”は当然、証拠の隠蔽は“陪審の評決の判断に重要かつ有害な効果ないし影響を与えていた”に違いないという結論を伴うからである。Brecht v. Abrahamson, 507 U.S. 619, 623 (1993), Kotteakos v. United States, 328 U.S. 750, 776 (1946) を引用する。このことは個々の支配的基準の展開によって十分に確認されている。Chapman v. California, 386 U.S. 18, 24 (1967) は、憲法上の誤りによって汚された有罪判決はその誤りが “合理的な疑いを越えて無害である”と主張されていない限り破棄されなければならないと判示したけれども、われわれは Brecht 判決において人身保護令状の事案で一般に適用されている無害の基準は Kotteakos 判決の公式 (formulation) であると判示した、Brecht, supra, at 622-623。Kotteakos 判決の下で有罪判決が破棄されうるのは、その誤りが “陪審の評決の判断に重要かつ有害 (injurious) な効果ないし影響を受けていた”場合に限られる。Kotteakos, supra, at 776。アガス判決は、しかし、“憲法上の重要性の基準はより高度な責任を被告人に課さなければならない”という理由で、憲法上の証拠開示の主張を規制する基準として Kotteakos 判決をそれ以前に退けていた。アガス判決はそれ故、この基準は被告人への害 (harm) が Kotteakos 判決の下で破棄するに足る害よりもその害が大きいときに限り破棄理由たる憲法上の誤りとなることを明示に指摘した後ではじめて (only after) 重要性の公式を採用したのであり、そしてこの公式は後に1984年のストリックランド判決 (Strickland v. Washington, 466 U.S. 668) において不利益 (prejudice) の基準として採用されたのである。要するに、本件で主張されているように一たんバグリー判決違反があれば、その後は Brecht 判決の下で無害であると認定することはできないのである。(at 435-436)

本件で強調されるべきバグリー判決の重要性

の第4のそして最後の側面は、隠蔽された証拠に関しその定義を個々のではなく集散的に検討することである。ブラックマン裁判官が当裁判所を代表して書いた意見の中で強調したように、政府が弁護側に役立ちうる証拠を開示しなかったり開示しないことを選択するその度毎に憲法が侵害されるのではない。473 U.S., at 675, and n.7. われわれは、すべての手持ち証拠開示方策が憲法上の要求であると判示したことは一度もない。そしてバグリーでのルールは、弁明または軽減に役立つ証拠の開示を一般に検察側に求める、ABAの基準以上のことを検察側に要求していない。(We have never held that the Constitution demands an open file policy, and the rule in Bagley requires less of the prosecution than the ABA Standards for Criminal Justice, which call generally for prosecutorial disclosures of any evidence tending to exculpate or mitigate.) (at 436-437.)

隠蔽の重量的効果に関するバグリー判決の重要性の定義は、したがって、ある程度の裁量の余地を政府（検察側）に与えているとして考えなければならないが、それはまたそれに対応する責任を課していると考えなければならない。一方において、弁護側に知られていなかった有利な証拠を検察側が知っていたことを立証しても、それだけではブレイディ判決違反にはならない。しかし検察側は、検察側だけが何が開示されていないかを知ることができるのであるから、“合理的蓋然性”の点に到達するときそのような証拠をすべて開示することの最終的效果を判断する事後の責任を負わなければならない。このことはまた、個々の検察官には、警察を含め、各事件で政府の側に立って行動するその他の者に知られている被告人に有利な証拠を把握しておく義務があることを意味する。(But the prosecution, which alone can know what is undisclosed, must be assigned the consequent responsibility to gauge the likely net effect of all such evidence and make disclosure when the point of "reasonable probability" is reached. This in turn means that the individual prosecutor has a duty to learn of any favorable evidence known to the others

acting on the government's behalf in the case including the police.) しかし、検察官がかかる義務を果たしたか否かにかかわりなく（すなわち、開示しなかったのが善意であるか悪意であるかにかかわりなく、Brady, 373 U.S., at 87を見よ）、重要性のレベルに達している被告人に有利な証拠であることを知りつつそれを開示しなかった検察側の責任は免れえない（inescapable）。(at 437-438)

ルイジアナ州はこれよりさらに緩やかなルールを希望（would prefer）し本件で問題となっている有利な証拠のいくつかは公判まで検察官にすら開示されていなかったと主張する、そして警察の捜査官だけが知っていて検察官に知られていなかった証拠についてはバグリー判決およびブレイディ判決の下で責任があると判示すべきではないと主張する。しかしながら、このような州の見解を受け容れ（accommodate）することは、ブレイディ判決以降の一連の判例の流れを大きく変えることになる。警察の捜査官は州のために（in the State's favor）彼らが知っていることのすべてを検察官に報告しないことがあることを疑う人はいないであろう。しかし、“手続きや規則は[検察官の]責任を果たさせ、そして各事案に関するすべての関連情報をそれにかかわるすべての法律家に伝えることを確保するために確立されていることには何の疑問もない。” Giglio v. United States, 405 U.S. 150, 154 (1972). とすると、検察官は政府のブレイディ判決の責任を果たす手段を有しているのであるから、検察官がたまたま知らないことについて検察官の開示義務の免除を認める（excusing）ような主張は、警察を検察官にさらには公正な裁判を保障する政府の義務の最終的判断者としての裁判所それ自体を代えてしまうそのような主張に帰することになる。(Since, then, the prosecutor has the means to discharge the government's Brady responsibility if he will, any argument for excusing a prosecutor from disclosing what he does not happen to know about boils down to a plea to substitute the police for the prosecutor, and even for the courts themselves, as the final arbiters of the

government's obligation to ensure fair trials.) (at 438)

第5巡回区の多数意見によって到達された結論は、以下の議論が示すように、ブレイディ判決によって要求される重疊的評価というよりは独立した一連の重要性の評価と両立しうる (compatible) ののである。(at 441)

Ⅳ 本件において、隠蔽された証拠が有能な弁護人に開示されていたならば、異なった結論が合理的に下されていたであろうと思われる。(at 441)

A 地方裁判所が述べているように、“検察側の主張の核心”は、Kyles (X) をDye殺害の犯人とする目撃証人の証言であった。彼らの供述が開示されておれば、検察側の主張が著しく弱められ (a markedly weaker case for the prosecution) 弁護側の主張が著しく強められていたであろう。まず最初に、これら2人の証人の価値は大いに (substantially) 減殺ないし破壊されていたであろう。

州 (検察側) は、争いとKylesによる射殺を実際に見たと証言したHenry Williams (W) をその最良の証人であると主張した。彼がその時に警察に語っていた犯人は“黒人男性で、(年齢は) 19歳または20歳、(身長は) およそ5.4または5.5フィート、(体重は) 140から150ポンド、普通の体格”そして“髪は編まれていたように見えた”との当時のWの供述に照らし、陪審はこのような彼の結論を精査 (probe) するのにそれは役立つと認定していたであろう。このような人相に関して反対尋問がされておれば、身長が6フィートで細身のXを普通の体格より半フィートも低い人間であるとして描写できたのかの質問に対しWは答弁に窮していたであろう。実際、ビーニィは22歳で、身長は5.5フィート、体重は159ポンドの男性であったので、Wの犯人描写はXではなくビーニィを指していたとする極めて説得力ある主張 (compelling argument) を弁護側はしていたであろう。(at 441-442.)

第2番目の目撃証人Isaac Smallwood (S) の法廷証言もXにとって同様に破滅的であった。Xが犯人でありDyeと争っているのを見たSは証言した。Xは右ポケットから32口径の小さな黒い銃を取り出してDyeの頭部を撃った、そして彼女のLTDに乗り逃走したと彼は述べた。XがDyeを撃つのを実際に見たのかと警察官が彼に尋ねると、彼は“はい”と答えた。

駐車場で採取されたSの供述は、しかし、大いに異なっていた。犯行直後にSは、実際の殺人を見ていなかった、そして車の外にいた犯人を見ただけであると述べていた。“ぱんという音が聞こえた”ので回りを見渡すと地面に女性が倒れていた、そして赤い車が私の方に向かってきた”と彼は述べていた。被害者の赤いサンダーバードが彼の立っていたその場所を通りすぎたとき、口ひげをはやし髪を肩までたらしした10代の黒人男性である犯人を見たとSは述べていた。警察の捜査官が車の外にいた犯人を実際に見たのかと具体的に尋ねると、見ていなかった“銃を持った男はすでに車の中にいて私の方向に向かってきた”とSは答えたのである。(at 442-443)

Sの最初の供述と2回目の公判時の供述とを合理的に調整する (adjustments) ことに陪審は困ったであろう。以前に実際に見ていなかった争いと射殺を極めて明確に描写し、殺人の武器を小さな黒色の33口径のピストル——それはもちろん実際に用いられたタイプの武器——であったと彼は描写できたのである。被害者の車に関する彼の描写も“サンダーバード”から“LTD”に変わった。そして彼は攻撃者の肩まであった長い髪と口髭について一致する話を一切していない。このような展開はしぼんだ (withering) 反対尋問をたきつけ、Sの供述の信頼性を破壊し、そして検察官がSにそのような供述をするように仕向けたという重大な暗示を提起したであろう。(at 443)

一定の時間を経過し目撃証人の供述はその信用性に致命的となりうるので、Manson v. Brathwaite, 432 U.S. 98, 114 (1977) (信頼性は一部、従前の供述の正確性に依拠する。) ; Neil v.

Biggers, 409 U.S. 188, 199 (1972). (許容できない暗示的な面通し後の識別供述の信頼性は証人の以前の描写の正確性に一部依存する)、SおよびWの犯人識別供述は彼らの隠蔽されていた供述を用いることによって大きくその土台が削り取られていたであろう。SとWは検察側の最良の証人であると主張した検察官の1984年12月7日の最終弁論時の指摘を取り上げると類似の傷(damage)が最もよく理解できる。むしろ、犯人との同一性に関する検察側主張の障害(harm)は彼らの証言だけに限定されないであろう。SもWもXを指し示す一貫した目撃者としての供述を提供できなかったという事実は、ますます検察側主張の土台を削り取って(undercut)いたであろう、証言するために喚問された残りの目撃証人TerritoとKershはいずれも、犯人がその身体の一部をDyeの車に隠して逃走したときにのみ犯人を最も良く観察できたからである。このような重要な証拠の詳細は別にしても、われわれが以前に述べたように、たとえその攻撃は他者には直接及ばないにしても1人の目撃証人を効果的に弾劾するだけで新公判を求めることができるのである。Agurs, 427 U.S., at 112-113, n.21.

B 検察側の主張に対する障害は目撃証人の供述に限られないであろう、ビーニの種々の矛盾供述は決定的な物的証拠やそれが発見された状況の価値だけでなく捜査の徹底やその善意をも攻撃する機会を同様に与えていたであろうからである。州(検察側)自身によって認められているように、ビーニは捜査の核心であり、そして現に、彼はKyles(X)に不利な“主張をしていた(made the case).”しかし、そのような源から人が期待できることとは異なり、ビーニの警察への供述は矛盾に満ちており、そしてDye殺害の罪でXが逮捕されることをビーニは熱望していたと陪審が推論できるそのようなものだった。それらが開示されておれば、余りにも無批判な警察側の態度が明らかにされていたであろう。

もし弁護側がビーニを敵対証人として喚問

しておれば、彼はその矛盾供述から逃れる(trapped) ことなしに重要なことを供述できなかったであろう。その一部を簡単に振り返るだけで問題点が明らかになろう。警察との最初の出会いにおいて、そしてその署名のある供述書において彼は、DyeのLTD車を買った、そして金曜日にXの手助けをしてS店の駐車場から彼の車を回収したと述べた。警察への最初の電話で彼は、木曜日にLTDを買ったと述べ、そして検察官との公判中の会話の中で彼はXの手助けをしてXの車を回収したのは木曜日であったと再び述べた。これらの最初の3回の供述においてビーニは車の回収と食料品の移送に参加した者としてKevin Blackには1度も言及していなかった、それにもかかわらず、Blackが最初の公判で弁護側証人としてビーニを巻き込んだ後でビーニは供述を変えて1人の参加者としてBlackをその中に含めたのである。ビーニの数回の供述の中で、Dyeの財布の発見場所が建物の隣で、草むらの中で、Xの車の中で、そしてBlackの家でという風に変遷している。

たとえXの弁護人がビーニを証人台に立たせないという慎重な方針をとったとしても、それでも弁護側はビーニの供述を警察が知っていたことの十分な効果(good effect)について警察を尋問することができたであろう、そしてビーニの有罪の可能性の吟味すら怠り(黙認したとはいえないまでも)負罪の証拠が用意されていたという重大な可能性を看過(tolerating)した点において捜査の信頼性を攻撃できたであろう。

ビーニの積極的な自己負罪の供述を刑事たちが知っていたことを立証することによって弁護側は、警察には過失責任(guilty of negligence)があったという強力な主張をする基礎固め(laid the foundation)ができたであろう。警察との最初の対面の中でビーニは、LTDのナンバープレートを変えたことを2度認めていた、このような不利益な事実の承認(admission)は彼がその車を所持していたという疑いを高めたであろう、すなわち彼は善意の購入者(bona fide purchaser)ではなかったと弁護側は積極的に主

張できたのである。そしてビーニの警察記録、S店近くでの犯罪行動、その他の殺人事件での被疑者としての地位が結びつくと、彼の理解し難い態度 (devious behavior) からして彼は盗難車を買う以上のことをしていたのではないかと信ずる理由があったことになる。Xの車はDyeが殺害されたS店の駐車場と同じ場所に駐車していたというビーニの供述もさらに自己負罪のだった。殺人事件の特定の場所をビーニが明確に知っていたことは、州が主張するように、テレビや新聞の報道に基づいていたといえるかもしれないが、多分そうではなかった。ビーニは殺人事件について知ったのは彼の義兄弟がそれを“テレビや新聞で見て”そのことを彼に話したからであると述べていた。警察はビーニを容疑者として取り扱ったことは一切なかったので、弁護側は彼の供述を用いて捜査の信頼性に疑問を投げかけ、ビーニは容疑者ではなかったし彼がナンバー・プレートを変えたことも“知らなかった”と証言したDillman刑事の信頼性を傷つけることができたのである。

ビーニの有罪の可能性に傾くこのようなヒント (pointers) を警察が追求しなかったのは、財布や銃がどのように発見されたかの説明に関する陪審への効果を大いに高めた (magnified) であろう。ビーニの録音されていた最初の供述によると、彼は警察に“Xの廃物は明日外に出される”“彼が賢明であれば、[財布を]その廃物の中に入れておくだろう”と語っていた。これらの供述は“Dyeの個人の所有物とS店の袋が廃物の中にあると“信ずる理由”があったと記している警察の内部メモの存在と相俟って、ビーニは単なる観察者ではなく捜査の方向と成功を決定付けたとの弁護側の主張を裏付けていたことであろう。(at 447-448.)

C 次に検討すべきは、殺人事件後の夕方に検察側が作成したS店の駐車場の車のリストである。その隠蔽は本件で論じた他の証拠の開示と同列 (rank) ではないけれども、弁明かつ弾劾の (exculpation and impeachment) 証拠として若干の価値を有している、そしてそれはブレ

イディ判決の重要性の基準が満たされているかを判断する際に価値がある。殺人犯人は駐車場まで車で出かけて捜査の緊迫時にそこで車を放置したと陪審に主張された警察の前提に関しては、車のリストにはXの車の登録がなかったということは明らかにXに役立っていたであろうし、拡大された犯罪現場の粗い写真はその背景にXの車があることを示しているという検察側の主張を反論するのに若干の価値を有していたであろう。このリストはまた彼らの情報提供者の第2回目および第3回目の供述と矛盾していることを警察が知っていた、あるいはこのように知られていた事実と反する情報提供者の供述を吟味することすらしなかったことをそれは示している。いずれにせよ、Xに不利な証拠の存在場所を警察に内通する (tip them off) ビーニの供述に警察は無責任に依拠したとの弁護側の主張をさらに裏付けていたことであろう。

このリストはXにとって弁明証拠でも弾劾証拠でもないとして州 (検察側) は主張する、Xはリスト作成以前に車を移動できたしリストはS店の駐車場の車をすべて記載したものではないというのである。しかし、このような主張は、証拠の重みと被告人へのその有利な傾向とを混同している、たとえそのような主張を受け入れるとしても、検察側に有利ではなく検察側に不利に作用する。もし検察側がリストは不完全であると証言すれば、彼らは捜査の不信頼性を強調することとなり、そしてビーニを被疑者として取り扱わなかったため彼の供述には不正確の可能性 (fallibility) があるという弁護側の主張を補完することとなるからである。しかし、この証拠がどのように用いられるにせよ、それには若干の重みがありそしてその傾向はXに有利であった。(at 450-451.)

D 隠蔽 (withheld) された証拠の重要性を判断する際に、たとえブレイディ判決関連の証拠が開示されていたとしても、むしろ検察側の主張のすべての標目の価値が必ずしも直接減少する (undercut) ことにはならないことに留意しておかねばならない。しかし、検察側自身の

承認によれば、物的証拠が無傷に残っているとしても、それはKyles (X) が殺人犯人である圧倒的証拠に相当しないことが重要である。弾丸および銃のホルスターはXのアパートで発見されたが、もし陪審がその銃はXを陥れるためにこっそり置かれた (planted) ものであると疑っていたとすれば、これらの標目の重要性は疑わしいものとなっていたであろう。ペット・フードがXのアパートで発見されたという事実は、Xは犬を飼っており彼の子供たちは迷い込んだ猫に食べ物を与えていたという何人かの弁護側証人の証言と一致する。発見されたペットフードのブランドはDyeが通常買っていたブランドのうちの2つにすぎず、これら2つのブランドは一般的なものである、他方、彼女の殺害後にDyeのアパートで発見された特別のブランドはXのアパートで発見されなかった。そのペットフードは特売日に買ったというXの叙述は誤っていたけれど、彼がいつも買っているS店のマーケットで売られていたと述べていたのは正しかった。

同様に決定的でないのは、Xの指紋と一致した指紋が付着していた唯一の物的証拠であるLTDの前部助手席の床にあったS店の小さな領収書である。Xによると、タバコ等を買うためにビーニがXをS店に連れて行った、そしてXがタバコを取り出すときにこの小片が袋から床に落ちたに違いないという。この説明は、発見された小片の場所およびその小さなサイズと一致していた。この2インチの紙片がどうして1週間分の買物に相当する領収書といえるのかを説明することなしに検察側は、この指紋はXを殺人に結びつけていると主張することはできない。

確かに、物的証拠の説得力のなさはXの無実を証明するものではないけれども、SmallwoodとWilliamsの証言ほどXにとって決定的ではないにしても、他の2証人TerritoとKershの目撃証言でXを有罪とするのに十分であると陪審は認定したのかもしれない。しかし問題は、もし州(検察側)がXに有利な証拠を開示しておれば、検察側は陪審にその主張の判断を委ねていたで

あろうかではなく陪審の評決は同一であったであろうことにわれわれが確信できるであろうかである。陪審は、以下のことを認定する権限があった。

(a) 例えば、被害者の財布の発見に関する4回の相異なる供述を含めその供述が矛盾し、かつ彼自身の行動によって有罪であることを十分に疑わせる情報提供者の供述およびその指摘を警察が無批判に進んで受け入れることによって捜査が警察によって限定されていたこと、

(b) 証言した警察の主任刑事は全く正直 (candid) でなくそして十分な情報を提供していなかったこと、

(c) 情報提供者の行動は彼自身が殺人の武器や被害者の財布をそれらが発見された場所に置いていたという疑惑を生ずるものであったこと、

(d) 州の主張に決定的であった4人の目撃証人の1人は被告人よりもむしろ情報提供者に一致する犯人描写をしていたこと、

(e) 他の目撃証人が指導 (coached) されていたこと、彼は逃走車の車の外にいたので殺人者または殺人自体を見ていなかったと最初に供述していたにもかかわらず公判では射殺を実際に見たと主張し、殺人の凶器を正確に叙述し、主張立証に問題となりうる最初の記述部分を削除していたからである、

(f) 殺人犯人の身長、体格、年令、髪長さ等に関する目撃証人の描写は一致していなかったこと。

これらの可能性ある事実認定はそれらのすべてを裏付けていたであろう証拠を検察官が開示しなかったことによってなされなかったのであるから、本件は公正な裁判と呼べるほどの“公正さ (fairness)”には達していなかったことになる。本件は、反対意見が想像する“強固 (massive)”な事件でない。それは評決に至ることすらできなかった最初の陪審によって審理された事案よりも著しく弱い事案であった。(at 454)

〈Stevens裁判官の同調意見〉(ギンズバーグバ ーガおよびブライア裁判官同調)

当裁判所が説明したように、本判決は重要な法律問題を提示している。スカーリア裁判官は断固として反対しているので、上告受理を容れた当裁判所の判断に対する彼の批判への簡単な応答を付加しておく。

われわれの上告受理の審理予定表 (our certiorari docket) を適切に処理するには、スカーリア裁判官が指摘するように、われわれが直面する“大きな割合 (substantial percentage)”を占める死刑判決であってもその本案 (merits) に関する主張を審理できない。しかし、たとえその法的重要性の問題はさておくとしても、少なくとも3つの理由で本件は特別な処理 (favored treatment) に値する。第1、陪審が最初の公判で判決に到達できなかったという事実は第2回目の公判で生じた重要な誤り (significant error) は偏見による (prejudicial) ものと信ずる強力な理由付けを提供する。第2、本件記録が示している事案の中でこれほど多くの弁明証拠を州 (検察側) が開示しなかったという事例は稀である。たとえ本件の記録に関するスカーリア裁判官の評価に与するとしても——私は与しないが——十分に確立している憲法上の義務に関する検察側の甚だしい違反は本件申立人から公正な裁判 (を受ける権利) を奪っていたかを追及するために、われわれは記録を独立して吟味すべきであると考え。第3、控訴裁判所での多数意見執筆者の苦心した巧みな表現 (the diligence and craftsmanship) に大いなる敬意を払うが、しかしそれにもかかわらず、本件に関する私の独立した吟味によれば、申立人の有罪につき同裁判所での反対意見によって明示されたのと同程度の疑いが残る。

裁判を行うわれわれの義務は、われわれの仕事は新しく鑄造された (minted) 法のルールを後世に提供するものではないにしても、ある事件の特定の事実の詳細な吟味にかかわることを時には多忙な裁判官に要求することがある。死刑という刑罰に関する現在の一般的認容 (popularity) は、このような一般化された

原理 (generalized principle) をとりわけ重要とする。私は、そのような吟味は不必要であることを願っているが、裁判所の階層制度 (judicial hierarchy) におけるわれわれの立場はそのような吟味をするのにふさわしくないということには同意できない。愉快でない義務を果たすことで最も浸透している法的分析以上に重要なメッセージを伝えることが時にはある。(at 454-456.)

〈スカーリア裁判官の反対意見〉(レンキスト首席裁判官、ケネディ、トマス両裁判官参加)

理にかなった刑事裁判制度での誤った有罪判決は、十分な安全性の余地 (例えば、有罪判決は合理的な疑いを越えて立証されなければならないという要件) を残している一連の手続きの合法性を公判レベルで確証することによって回避されるのであり、記録にある事実はこれら一連の手続きを少しでも超えた (narrowly crossed) かどうかの上級審の吟味を繰り返して提供することによって回避されるのではない。後者の制度の欠点はJackson裁判官によって、きわめて率直に述べられた、すなわち

“1つの裁判所の判決が他の裁判所によって再吟味されるときは常に、それらの部分 (a percentage) は破棄される。これは異なった裁判所を構成する裁判官 (personnel) の間に通常みられる見解の相違を反映している。

しかし、上級裁判所による破棄は、そのことによって正義がより良くなされているという証拠ではない。Brown v. Allen, 344 U.S. 443, 540 (1953) (結論同調意見)。

当裁判所は古くからJackson裁判官の見解に与してきたので、本日の見解——以前にそれを審理した、州および連邦のすべての裁判所によって退けられた事実に基づいた主張 (a fact-bound claim) の誤りを検討する——は、私に言わせれば (so far as I can tell) 全く先例に基づいていない (wholly unprecedented)。 (at 456.)

当裁判所が再吟味のために上告受理の申立てを容れたのは、他の連邦や州裁判所の判決に争

いがある連邦法の争点に関する判断をするためでない。われわれが本件で取り扱うのは、下級審で疑いもなく正しい法のルールが適用されて明白な誤りが認められなかった具体的事案の事実 (fact-specific case であり)、われわれがほぼ上告受理の申立てを退けてきた種類のタイプである。しかし、そうであるにもかかわらず、私は、上告受理の申立てが不用意に (improvidently) 容れられたので棄却されるべきであるという理由で反対するのではない。多数意見は、私と同じく、われわれの能力の限界に気付いているので、本件のような事案で上告受理を認めてもそれが度々繰り返されるであろうという心配はほとんどない。しかし、私はなお反対しなければならない、本件の事実を吟味すると不用意に判断したため当裁判所は事実の誤りにまで言及している (goes to on get the facts wrong) からである。このような認定は、私見によれば、明らかに誤っている、そしてさらに上訴されることになれば、当裁判所の判断がさらに破棄されることにもなりかねないからである。(at 459-460.)

I 本件証拠の詳細な検討に進む前に当裁判所の方法論 (methodology) に関して若干の一般的考察をするのが相当である。有利な証拠が開示されなかったことの重要性は“全記録の文脈下で評価されなければならない”というのがブレイディ判決 (Brady v. Maryland, 373 U.S. 83) の証拠開示のルールの根本原則である。United States v. Agurs, 427 U.S. 97, 112 (1976)。ブレイディ判決違反によって汚染されていない証拠を含めた、すべての証拠に照らし、申立人の有罪に関して陪審は合理的疑いを抱くであろうことが合理的に考えられる (reasonably probable) ことを示すのが申立人の責任である。United States v. Bagley, 473 U.S. 667, 682 (1985) を見よ。

法廷意見はこの原理をほとんど考慮していない。2人の検察側証人と検察側証拠の若干の標目に関するブレイディ判決の効果を評価するのに多くの頁を割きながら、法廷意見はKylesに不利なそれ以外の証拠については簡単に片づけ

ているのである。(at 461.)

このようなアプローチの基本的誤りはまた、公判で証言することすらせずその信用性ないし無実について州 (検察側) が1度も認めていなかったビーニの信用性ないし責任性 (culpability) に関して当裁判所が過度の焦点 (obsessive focus) を合わせていることの説明にもなる。法廷意見は、申立人またはビーニは真実を話さなければならない、そして前者を有罪とした (inculcate) その信用性の土台を削り取ることに役立つ証拠は後者の弁明ないしその信用性を高めるのに役立っているとする。しかし、本件での陪審の評決は申立人を本件で有罪としたにすぎない。このことはビーニが繰り返し嘘をついていた、そして彼は事後共犯 (an accessory after the fact) であった、さらに彼は申立人に不利な証拠を用意していた (planted) という可能性と完全に一致している。たとえビーニを弾劾するために、そして上述の可能性を示唆するために隠匿されていた証拠が弁護側に提示されていたとしても、陪審は目撃証人の4人全員が同じような誤りをすると思えることができなかったのでそれらのすべてを信じて申立人を非難することができたのである。

むしろ、このことは有能な弁護人がビーニを証人として喚問する危険を冒したという前提に多くを依拠している。しかし、この前提は多分受け入れ難いと思われたので、当裁判所は、たとえビーニを証人台に呼ばなかったとしても申立人の弁護人は“捜査の信用性”を攻撃するためにビーニに関する証拠を用いることができたという可能性に退却したのである。しかし、それは被告人の有罪または無罪にかかわる実質的証拠より明らかに効果がない。ブレイディ判決違反を評価する際にわれわれは、合理的かつ法に従っている陪審の行動を前提としている。(at 463-464.)

II 開示されなかった証拠は“異なった結論の合理的蓋然性”を生じていない。まず目撃証人の証言から始める。公判での申立人の基本的主張は、検察側の4人の目撃証人は真の殺人者

であるビーニとビーニがでっち上げようとした男性である申立人と見誤ったということだった。警察官は陪審の面前で証言した、そして申立人はそのことを一切争わなかった、4証人の中の3人 (Territo、SmallwoodおよびWilliams) は射殺事件の4日後に6人の若い男の面割り写真を見せられて、援助も強迫もなしに、申立人を犯人と識別したこと、そして彼ら (3人) はすべて、それに加えてさらに4人目の目撃証人 (Kersh) は、申立人とビーニが並んで立たされた公判であらためて彼らの識別をしたことを一切争わなかったのである。

検察側によって喚問された最初の証人Territo (T) はS店の駐車場から30〜40ヤード離れたトラックの中で赤信号のため停車していた。彼は、Mrs. Dyeが彼女の車を発進させ道路に出て、そしてTのトラックの丁度後ろに止まった彼女を申立人が射殺したのを見た。停止信号が緑に変わったとき申立人はユー・ターンする間にTの横に車をよせて停まった。申立人はTの顔を正面から見た。Tは後に“私は彼をはっきりと見ました。もし私が小さなトラックの助手席に座っていたのであれば、私の腕を外に伸ばさなくても彼をつかんで捕える (grabbed held of) ことができました”と証言した。Tはまた、ビーニの写真を見せた刑事がどの写真があの男であったかと尋ねたと証言した。2人目の証人Kershも申立人がDyeを射殺したのを見たと言った。3人目の目撃証人Smallwood (S) は申立人がMrs. Dyeを射殺したのを見たと言った。申立人は15ないし20フィートの距離をゆっくりと車を走らせていた、そしてSは彼の顔を横から見たというのである。駐車場の外で働いていた4人目の目撃証人Williams (W) は“その男は車の横に近付いてきました”そしてDyeと争いになり、彼女を射殺し、そして車で走り去ったと言った。Wは“彼が彼女を射殺する前に彼女を見ただけでなく10フィートも離れていないところで”申立人がゆっくりと車を走らせているのを見ていたのである。

もちろん、Xとビーニがまるで双子のようにあるいは少なくとも稀なほど似ているというの

であれば結論は異なるが、当裁判所は2人にそのような類似性があるとは一切言っていないし、どの裁判所もXとビーニにそのような類似性があるとは認めていない。本件でかわりのあった証人は誰1人として申立人以外の者を犯人として識別していない。開示されなかった証拠が重要でないことを物的証拠も確証している。

Xの家の外のごみ袋の中で警察はDyeの財布その他の所有物を発見した。彼の家の中で警察は台所のストーブの後ろでDyeを殺害するために用いられた32口径のピストルを発見した。寝室の衣類入れの中に殺人の凶器と同じブランドの弾丸を含む32口径と38口径のピストル等を警察は発見した。申立人の公判での説明によると、ビーニが財布、銃、ホルスター等を用意 (planted) したというのである。

S店の袋の中にあった15個のペットフードの缶詰に関する申立人の変化の多い混乱した説明は陪審の面前での彼の信用性を決定的に傷つけたに違いない。付録36 (申立人のペットフードに関する“明らかな嘘”は陪審員の心の中で本件でのすべての弁護側主張を割り引く (discount) 決定的証拠となっていたであろうと公判裁判官は認めている) を見よ。

要するに、本件でのストーリーは次のとおりである。Dye夫妻は2匹の猫と1匹の犬を飼っていた、そのため彼女は定期的に様々の異なったブランドのペットフードを買っており、時には1度にいくつかの異なるブランドのペットフードを買っていた。彼女の殺害後にDyeの家で発見されたのはNine Lives、KalkanおよびPuss'n Bootsの各ブランドだった。申立人の家で発見されたのはNine Livesの8缶、Kalkanの4缶、そしてCozy Kitchenの3缶だった。Mrs. Dyeは当日、買い物をしたこと、そして彼女の殺害者は彼女の品物を持ち逃げしたことをわれわれは知っている、申立人がこれらの品物を所有していたことは彼が犯人である強力な証拠だった。陪審はこのことから明白な推論をしたことは確かである。なぜそのような男 (彼は非常に困窮しておりしかも同棲中の女性と4人の子供を養っ

ていたことに留意せよ) が15缶ものペットフードを買ったのかの説明を求められて申立人は“セール中”だったからとその理由を説明した。しかし、検察側はこのペットフードは当日セール中でなかったとするその店の取締役の証言を提出した。いずれにせよ、申立人はペットフードの存在について説明するどころか、州の公判裁判官が指摘したように、陪審の面前で検察側の証拠の強力さを2倍にしたのである。(at 472-473.)

× × ×

州(検察側)は、申立人が本件殺人の犯人であり、かつ彼は自分の有罪に関して嘘をついたことを示す(4人の目撃証人を含む)大量の様々な証拠を提出した。ブレイディ判決違反の証拠が検察側主張の刃(edges)の鋭さを削り取った(chipping away)かもしれないという効果は取るに足らない(immaterial)といえることができる。これと同じ理由で私は、ブレイディ判決(違反の)証拠は量刑陪審が死刑を言い渡すのに十分なその余の疑い(residual doubt)を生じていたであろうとの申立人の主張を退ける。私は謹んで(respectfully)反対する。(at 475.)

【研究】 1 本判決は、評決不一致後のやり直し裁判で第1級謀殺罪で死刑を言い渡され州段階で刑が確定した被告人の弁護人が被告人に有利な証拠が開示されていなかったとして1963年のブレイディ判決違反理由に人身保護令状の発付を申請したところ合衆国地裁も第5巡回区もこれを退けた事案につき、上告受理の申立てを容れ原判決を破棄したものである。ただ、本判決での法廷意見と反対意見が示しているように事実認定をめぐりやや複雑な問題があるので簡単に説明しておく。

2 本判決がやや複雑であるのは、本件では殺人事件発生の2日後に被害者のものと思われる赤い車を友人から買った旨の情報が警察に寄せられそれ以降、その情報提供者(ビーニィ)の供述を中心に事件が展開されたことによる。

さらに州段階において有罪および死刑が確定した後で新たに発覚した情報に基づく人身保護令状審査での問題提起であるため、スカーリア反対意見が強調するように、それまで一度も被疑者として扱われていなかった情報提供者をこの段階で犯人視するのは相当ではないかが争われたのである。ただ、本件は死刑事件であるため特別な取扱いが必要であること、そして被告人は専ら目撃証人の証言を根拠に有罪とされたことは押さえておきたい。事実関係についても詳しく紹介したのはそのためである。

3 ところで合衆国最高裁は、1963年のブレイディ判決¹⁾において被害者を刺殺したのは被告人ではない旨の警察官への共犯者供述の存在を有罪確定後に知った弁護人が憲法違反を理由に事後救済を求めた事案につき、「当の証拠が被告人の有罪または量刑に重要である場合には[その秘匿が]検察側の善意・悪意にかかわりなくデュー・プロセスに違反する」と判示した。そして1976年のアガス判決²⁾において安モテルで同宿中の男性をナイフで刺殺した女性(被告人)が正当防衛を主張したにもかかわらず有罪と認定された事案につき、被告人の要求いかんにかかわらず検察官には被告人に有利な証拠を開示する義務があると判示したうえで、そのような検察官の義務は当該証拠の隠蔽によって公正な裁判を受ける被告人の権利が否定された重大な場合に限られると明示した。そして1985年のバグリー判決³⁾において、おとりとして検察側に協力していた重要証人との「取引」等の開示を弁護人が要求したにもかかわらずほとんど認められず被告人が麻薬取引で有罪とされた事案につき、もし開示されておれば証人の信用性を減殺するであろう弾劾証拠についてもブレイディ判決が適用されるとした。そして「バグリー判決の重要性の試金石は異なった結果の“合理的蓋然性”であって有罪とするに足る証拠の十分性(または不十分性)でないことはブレイディ判決以降の関連判例で明らかにされていると判示したのである。

4 このように見てくると本判決の意義と課題は明らかと思われる。アメリカ法の動向については関連判例を含めて別途検討することとし、さしあたり若干の視点を指摘するにとどめる。

第1、本判決の最大の意義は、もちろん、被告人側の要請いかににかかわらず検察官には弁明証拠であると弾劾証拠であることを問わず被告人に有利かつ重要な証拠をすべて開示する義務があることをあらためて確認したうえで本件のように被告人に役立ちうる証拠の存在について警察官からその旨の報告を受けていない場合であっても検察官にはそれを開示する憲法上の義務があると明示したことにある。

第2、憲法違反が一たん認定されると無害の誤りの法理⁴⁾は適用されないとの判示も重要である。当該証拠が被告側に開示されておれば訴訟の結果は異なっていたであろう合理的蓋然性があると認定された以上、憲法に違反する重要証拠の隠蔽によって陪審の評決が不当な影響を受けていたことは間違いないので無害の誤りの法理は適用されないというのである。そして検察官だけがそのようなすべての証拠に接近できるのであるから、警察官を含めた捜査関係者

が知っていたと思われる被告人に有利な証拠を把握しておく憲法上の義務が検察官にあると明示されたのはとりわけ重要と思われる。

第3、当該証拠の「重要性」は関連証拠の個別的判断によるものではないので検察官にはある程度の裁量の余地は残されているけれども、“合理的蓋然性”についてはすべての証拠を開示した重畳的な効果を最終的に判断する責任が検察官にあるという指摘も重要である。

そして最後に、いずれにせよ本判決は捜査の核心であった情報提供者をたやすく無批判に利用したうえその余にも多い矛盾供述を記録にとどめていなかった点において警察には重大な責任があると断じたのである。この点についてはスカーリア裁判官の激しい批判があるが、犯人識別供述の信用性がもろにかかわる死刑事件に関する有罪確定後の連邦の人身保護審査においてどこまでそのことに踏み込むのが妥当かが争われたのである。

ブレイディ判決の意味については本判決以降の判例⁵⁾の検討を踏まえたうえであらためて検討したい。

-
- 1) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (36)」名城ロースクール・レビュー第28号 (2013年)。
 - 2) United States v. Agurs, 427 U.S. 97 (1976). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (35)」名城ロースクール・レビュー第32号 (本号)。
 - 3) United States v. Bagley, 473 U.S. 667 (1985). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (36)」名城ロースクール・レビュー第32号 (本号)。
 - 4) 無害の誤りの法理について詳しくは、小早川義則「排除法則とハームレス・エラーの法理」名城法学52巻2・3号203頁以下 (2003年)。
 - 5) Strickler v. Greene, 119 S.Ct. 1936 (1999)。

(2014年8月21日稿)

